

訪問介護ステーション やさしい手

運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社ドリーム企画が開設する訪問介護ステーションやさしい手（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第1号訪問事業（以下「事業所」という。の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態、要支援状態にある者、及び事業対象者に対し、適切な指定訪問介護及び第1号訪問事業（旭川市訪問介護相当サービス）（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業の提供にあたっては、介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 訪問介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーション やさしい手
- (2) 所在地 旭川市宮下通11丁目3-1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
介護福祉士及び実務者研修課程修了及び訪問介護員養成研修1級課程修了者。
サービス提供責任者は、訪問介護等の作成及び説明を行うほか、訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行うとともに、自らも訪問介護等の提供に当たる。
- (3) 訪問介護員等 常勤換算で2.5人以上（サービス提供責任者を含む）配置する。

介護福祉士及び訪問介護員養成研修２級課程修了者及び実務者研修課程修了者及び初任者研修課程修了者。

訪問介護員は、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(サービス提供時間帯) 【在宅の場合】午前8時30分から午後5時30分
【サービス付き高齢者向け住宅の場合】
通常時間帯8:00～18:00 早朝6:00～8:00
夜間18:00～22:00 深夜22:00～6:00
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

第6条 (訪問介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

訪問介護の内容は、次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

①身体介護

②生活援助

③身体介護及び生活援助

※初回加算 ⇒ 厚生労働大臣が定める基準

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

※緊急時訪問介護加算 ⇒ 厚生労働大臣が定める基準

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合

※介護職員処遇改善加算 ⇒ 厚生労働大臣が定める基準

介護職員の賃金の改善等により、基準に従い、所定の割合に応じた介護報酬を加算する。

※介護職員特定処遇改善加算 ⇒

介護職員の賃金の改善等により、基準に従い、所定の割合に応じた介護報酬を加算する。

第1号訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、旭川市の定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

① 訪問型サービス費（Ⅰ）・・・1週に1回程度

② 訪問型サービス費（Ⅱ）・・・1週に2回程度

③ 訪問型サービス費（Ⅲ）・・・1週に2回を超えた場合

※ 初回加算 ⇒ 旭川市が定める基準

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

※ 介護職員処遇改善加算 ⇒ 旭川市が定める基準

介護職員の賃金の改善等により、基準に従い、所定の割合に応じた介護報酬を加算する。

※ 介護職員特定処遇改善加算 ⇒

介護職員の賃金の改善等により、基準に従い、所定の割合に応じた介護報酬を加算する。

- 2 次条に定める事業所の通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、その額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えて1kmにつき190円の額を徴収する。
- 3 事業所の通常の実施地域以外の地域において訪問介護等を行う場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 指定訪問介護の事業の実施地域は、旭川市、鷹栖町、当麻町、比布町、東川町、東神楽町の区域とする。指定第1号訪問介護事業については旭川市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、現に訪問介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営に関する重要事項）

第9条 訪問介護員等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、当法人役員と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第10条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由を説明し同意を得たうえで行う。「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書・同意書」
緊急やむを得なかった理由、時間、期間などを記録し、定期的な見直しの際の資料とする。
連帯保証人・監督機関等の指示等がある場合は、これを開示する。

(各部署との協力体制、連携)

第11条 職員の急な欠勤時や感染症など人員配置が難しい場合など、おもてなし館のサ高住、訪問介護、訪問看護の各事業所と協力と連携を図り、利用者に不利益が及ばないようにする。

附 則 この規定は、令和3年4月1日に改定する。